

第5次角田市定員適正化計画

(平成31年度～平成33年度)

平成30年5月

角 田 市

1 概要

現在の定員適正化計画である【改定】第4次角田市定員適正化計画（以下「現定員適正化計画」という。）は、平成25年度を基準として平成26年度から平成29年度まで4年間の計画として、「第3次行財政集中改革プラン」との整合性を図りながら計画期間に合わせ策定した。

その後、平成30年度からの次期定員適正化計画策定のため、本来、平成28年度中に見直しを行う予定であったが、「第4次行財政集中改革プラン（平成30～32年度）」の見直しが平成29年度に行うこととなったことから、それらに合わせ現定員適正化計画を1年間延長することとした。

今回の第4次行財政集中改革プランの見直しに合わせ、同プランにおける実施計画に盛り込んだ施策等との調整を行い、平成31～33年度（各年度4月1日現在）の「第5次角田市定員適正化計画」を現定員適正化計画の考え方を踏襲しながら、現時点における課題等への対応も踏まえ策定した。

2 現定員適正化計画策定の経緯

- (1) 現定員適正化計画は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災からの経験を活かし、今後、大震災など突発的な災害等への対応等、必要不可欠な職員の確保に努めるとともに、東日本大震災からの復旧・復興事業に加え、山積する新たな行政課題等へ対応できる人材確保も必要であることから、それらを踏まえ策定した。
- (2) 現定員適正化計画は、「第3次行財政集中改革プラン」に合わせ、平成25年度に見直しを行い、その後、第4次行財政集中改革プランの見直しにあたり、各実施計画及び計画期間等との整合性を図りながら平成30年度（4月1日現在）まで1年間延長した。
- (3) 現定員適正化計画の延長にあたっては、これまでの計画策定に係る考え方を踏まえ、併せて期間延長時の諸課題等への対応等も考慮のうえ策定した。

(参考) 【改定】第4次角田市定員適正化計画における実績

		基準年度	計 画 年 度								延長分	
		H25	H26		H27		H28		H29		H30	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
行政職	事務	196	197	197	198	201	197	202	198	202 (2)	201 (2)	204 (2)
	技師	28	30	30	30	28	28	27	27	25	27	26
	保育士	26 (3)	24 (6)	24 (6)	21 (7)	22 (7)	21 (7)	20 (7)	21 (7)	21 (7)	21 (5)	20 (4)
	保健師	15	15	15	15	13	16	13	16	13	14	15
	栄養士	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	看護師	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	268 (3)	268 (6)	268 (6)	266 (7)	266 (7)	264 (7)	264 (7)	264 (7)	263 (7)	265 (7)	267 (6)
	労務職	13	11	11	9	9	9	9	8	8	8	9
	職員数	281 (3)	279 (6)	279 (6)	275 (7)	275 (7)	273 (7)	273 (7)	272 (7)	271 (7)	273 (7)	276 (6)
	職員数 (任期付含)	284	285	285	282	282	280	280	279	278	280	282

※職員数は各年の4月1日時点の人数である。

※職員数は再任用（短時間勤務職員は除く）職員を含む。

なお、()内は任期付き職員の数で外書きとする。

3 第5次定員適正化計画の見直しに係る考え方

第5次定員適正化計画期間（平成31年度～平成33年度）については、第4次行財政集中改革プランの3つの柱である「市役所改革」と取組項目である「行政経営」、「職員の能力開発」について当該計画と一体的に取り組むこととし、加えて同改革プランの重点取組項目である、「角田市版『働き方改革』」の推進を図る必要もあることから、現定員適正化計画の考え方にそれらの取り組みへの対応を含め、次のような考えのもと本計画を定めるものとする。

- (1) 第4次行財政集中改革プランの取組項目「市役所改革 行政経営」である、時代に即応した「組織機構の見直し」「業務改善」等を推進する一方、重点項目である「角田市版『働き方改革』」にある「時間外労働の縮減」、「ワークライフバランス」等の実現を図る必要性もあることから、それらの行政課題等に対応するため引き続き職員数の維持に努める。

- (2) 保育士については、角田保育所が平成 31 年度から民設民営に移行するものの、中島保育所は、民営化せず引き続き公営での運営となったことから、中島保育所の運営に必要な職員数を維持する。
- (3) 学校業務員については、退職者の意向を踏まえ再任用職員として任用することとし、不足分は、民間活力等を活かしてアウトソーシング等で対応する。
- (4) 運転業務員については、これまで緊急かつ柔軟に除雪や災害等に対応してきた状況をはじめ、市所有バスの運行等にも引き続き対応するため必要な職員数を維持する。
- (5) 職員数の適正化目標(職種別内訳)

○第 5 次角田市定員適正化計画

		基準年度	計画年度		
		H30	H31	H32	H33
行政職	事務	201(2) 〔派遣等含 204〕	199(0) 〔派遣等含 203〕	199(0) 〔派遣等含 203〕	200(0) 〔派遣等含 202〕
	技師	26	27	27	27
	保育士	20 (4)	21 (0)	17 (0)	19 (0)
	保健師	15	15	16	15
	栄養士	2	2	2	2
	看護師	0	0	0	0
	合計	264(6) 〔派遣等含 267〕	264(0) 〔派遣等含 268〕	261(0) 〔派遣等含 265〕	263(0) 〔派遣等含 265〕
労務職	9	8	8	8	
職員数	273(6) 〔派遣等含 276〕	272(0) 〔派遣等含 276〕	269(0) 〔派遣等含 273〕	271(0) 〔派遣等含 273〕	
職員数 (任期付含)	279 〔派遣等含 282〕	272 〔派遣等含 276〕	269 〔派遣等含 273〕	271 〔派遣等含 273〕	

※職員数は各年の 4 月 1 日時点の人数である。

※職員数は、再任用(短時間勤務職員は除く)職員を含み、派遣及び組合専従職員を除く。なお、() 内は任期付き職員の数で外書きとする。

